

## 規制シート(様式)

(別紙1)

080195101980001

平成27年7月10日

規制の名称	投資信託及び投資法人に関する規制	所管府省	金融庁
根拠法令等	投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	総務企画局市場課長 齋藤 馨
規制目的	投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券等に対する投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資すること。		
規制内容の概要	投資信託及び投資法人のスキームに関する規定として以下のようなものが整備 ・投資信託: 委託者及び受託者の要件、投資信託約款の記載事項、投資信託約款の届出及び交付義務、投資信託約款の変更手続 ・投資法人: 規約の記載事項、設立に係る届出義務、業務開始前の登録義務、一般事務の外部委託義務	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	平成23年の改正において、特定資産の価格調査等に係る規制の見直しを行った。 また、平成25年の改正において、小規模投資信託の併合手続の簡素化や投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等のための制度の見直しを行った。	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	平成23年、25年に改正を行う等、法律の施行の状況等を勘案し、必要な検討を加え、所要の措置を講じている。	規制の維持、改革又は新設の別	維持 (平成23年、25年に規制の見直しを実施)
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成32年度(規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、おおむね5年後と設定。)		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>